

事務所だより

第65号
発行所
藤田社会保険
労務士事務所
京都市伏見区

年金とライフステージ - 第1回 -

今月から約一年にわたり、国民年金・厚生年金保険・共済年金（公的年金制度）とライフステージとの関係について紹介します。

年金加入からスタート

「二〇歳になったら国民年金」というPRを耳にしたことがありますか。

就職先で厚生年金保険や共済組合に加入している方には直接関連はありませんが、学生やフリーター等の厚生年金保険や共済組合に加入していない方も、二〇歳から六〇歳までは何らかの年金制度（図表参照）に加入します。

この年金制度がライフステージに関係していることをご存知でしょうか。

登場人物を紹介します

今回の登場人物は、Aさん（女性）です。

Aさんは、高校を卒業してすぐに民間企業へ正社員で就職。しかし、バブル不況に翻弄され、勤務先が倒産。三〇歳で無職となり、その後三十二歳で結婚。夫は公務員で、いわゆる専業主婦として五十九歳まで過ごす、という設定です。さて、Aさんのライフステージでは、年金制度がどのように関わっていくのでしょうか。

次回、Aさんのライフ・イベントと年金制度をご紹介します。

過重労働解消に向けて

法律がスタート

前回の国会で、『過労死等防止対策推進法』が制定されました。

この法律の目的は、過労死等が多発し大きな社会問題となっていることや、過労死等が本人とその遺族又は家族とともに社会にとっても大きな損失であることから、過労死

等に関する調査研究等について定め、過労死等の防止のための対策を推進することで、過労死等のない、仕事と生活を調和させ、健康で充実して働き続けることができる社会の実現を目指しています。

この法律は、平成二十六年十一月一日から施行されています。

この法律の施行に伴い、平成二十六年十一月一日（土）から十一月三〇日（日）までの一か月間、「過重労働解消キャンペーン」を実施します。今回のキャンペーンでは、次の五つの取り組みを予定しています。

キャンペーン実施

労使の主体的な取り組みを促進
キャンペーンの実施に先立つて、厚生労働大臣、副大臣、大臣政務官が、使用者団体や労働組合に対し、長時間労働削減に向けた取組に関する周知・啓発などの実施について、協力要請を行い、労使の主体的な取組を促進する。

この機会に「長時間労働」や「過重労働」等を点検し、過労による事故等の防止対策の提案を行ってみたいかがでしょうか。

重点監督を実施

若者の「使い捨て」（離職率が極端に高いなど）が疑われる事業場や、長時間の過重労働による過労死等の労災請求が行われた事業場に対して重点監督を実施する。

電話相談の実施

十一月一日（土）九時から十七時の間「過重労働解消相談ダイヤル」（通話料無料）を全国一斉に実施し、都道府県労働局の担当官が、相談に対する指導・助言を行う。

周知・啓発を実施

使用者等ヘリーフレットの配布、広報誌、ホームページの活用により、キャンペーンの趣旨などを広く周知する。

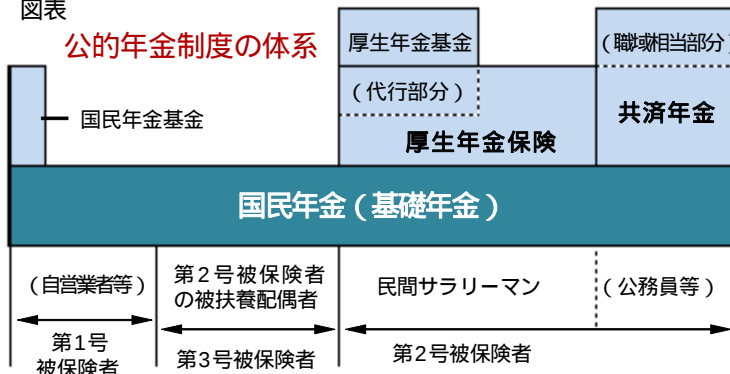
企業における自主的な過重労働防止対策を推進

事業主、労務担当責任者等を対象に、全国八か所（北海道、宮城、東京、愛知、大阪、広島、香川、福岡）で計十回、「過重労働解消のためのセミナー」を実施する。

この機会に「長時間労働」や「過重労働」等を点検し、過労による事故等の防止対策の提案を行ってみたいかがでしょうか。

図表

公的年金制度の体系



十一月の労務手続
「提出先・納付先」

十日
○ 雇用保険被保険者資格取得

届の提出（十月以降に採用した労働者がいる場合）

Q 3年間アルバイトをしています。何か資格を取ってみたいのですが、受講料が高くて悩んでいます。良い方法はありませんか。雇用保険も3年間入っています。

教育訓練給付制度

A まずは、教育訓練給付制度を利用できる講座の中から希望される講座を受講してみたいかがでしょうか。

教育訓練給付制度とは、一定の要件を満たす雇用保険の一般被保険者（在職者）または一般被保険者であった方（離職者）が利用できる雇用保険の給付制度です。

名 称	支給対象者	支給額
一般教育訓練給付金	受講開始日現在で雇用保険の被保険者であった期間が3年以上（初めて支給を受けようとする方は1年以上）あること。 前回の教育訓練給付金受給から今回受講開始日前までに3年以上（平成26年10月1日前に教育訓練給付金を受給した場合を除く）経過していること。	教育訓練施設に支払った教育訓練経費の20%相当額（10万円を超える場合は10万円、4千円を超えない場合は支給されない）

上記以外で一定の要件を満たした場合、専門実践教育訓練給付金や教育訓練支援給付金を受給することがあります。（複数同時には受給できません。）

なお、厚生労働大臣の指定する教育訓練講座を受講して修了した場合に支給されますので、講座を選ぶ際には厚生労働大臣指定教育訓練講座であることを十分確認してください。

- 労働保険一括有期事業開始届の提出（前月以降に一括有期事業を開始している場合）
- 労働基準監督署「労働基準監督署」
- 十月分源泉所得税・住民税の納付「郵便局または銀行」
- 労働保険料の第二期分の口座振替納付
- 十月分健保・厚生保険料の納付「郵便局または銀行」
- 日雇健保印紙保険料受払報告書の提出「年金事務所」
- 労働保険印紙保険料納付・納付計器使用状況報告書の提出「公共職業安定所」
- その他
- 年末調整の申告書配布と回収

藤田社会保険労務士事務所

〒601-1456
京都市伏見区小栗栖南後藤町6-26-203

TEL・FAX 075-571-8611

e-mail

k-fujita@k-fujita-sr.com

URL <http://k-fujita-sr.com>

編集後記

今年の紅葉は、この数年間に比べて長く鑑賞できそうな気象だそうです。

一方、十一月は二回、土曜日から月曜日までの三連休があります。

今年からスタートした過労死防止法にあわせて“働き方”を見直してみませんか。（ぎん）

働き過ぎ!…じゃないですか?

あなたは一日の中でどのくらい仕事をしていますか?
効率の良い仕事をする環境がありますか?
健康なからだ、適切な労働時間、健全な労働環境。
この機会に一度、みなおしてみませんか?

これは…
今日中に…

～過重労働、賃金不払残業をなくしましょう～

11月は「過重労働解消キャンペーン」期間です。

フリーダイヤル なくしましょう 長い通話料
「過重労働解消相談ダイヤル」
0120-794-713
11月1日(土) 9:00～17:00

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/roudoukijun/campaign.html>

厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署